

## 報道資料

### ハカマオニゲシの発見について

平成23年5月26日  
奈良県薬務課 谷、吉田  
直通0742-27-8664  
内線3174, 3175

平成23年5月26日、東京都福祉保健局健康安全部薬務課より、麻薬及び向精神薬取締法において栽培が禁止されているハカマオニゲシ（※）が発見された旨連絡がありました。

東京都による調査の結果、ハカマオニゲシは、東京都を含め19都県のホームセンター94店舗にて「オリエンタルポピー苗」として、販売されていることが確認されています。

東京都からの情報提供及び本県薬務課による調査の結果、県内においては以下のホームセンター2店舗で販売されておりました。

本県としては、県内販売店舗に対して注意喚起文書の掲示を指導するとともに、薬務課ホームページに当該品の写真等を掲載し、当該植物を購入した方に対し、注意喚起し回収を図ることとしたので、お知らせします。

#### 1、該当店舗、販売の数量及び時期

- コメリホームセンター桜井店  
桜井市大字上之庄162-3  
販売数量：24ポット  
販売時期：平成23年2月25日～平成23年4月30日
- コメリホームセンター橿原店  
橿原市北妙法寺町630番地  
販売数量：28ポット  
販売時期：平成23年2月25日～平成23年5月6日

現在、店舗に於いては、在庫が無く、店頭販売されているものはありません。

また、当該植物は、赤・白・ピンクの3種が販売されておりますが、今回ハカマオニゲシと断定されたものは赤色のものです。

#### 2、県の対応

県内2店舗に対し、当該植物に関する店頭告知を行い、購入者へ回収の協力を呼び掛けるよう指導します。

また、薬務課ホームページに当該植物の特徴等について写真を掲載し、購入された方に対して、回収の協力を呼び掛けます。

#### 3、注意喚起していただきたい事項

当該植物については、知らずに栽培していたとしても、麻薬及び向精神薬取締法違反に該当いたします。

そのため、購入された方はすみやかに奈良県薬務課薬物監視係(TEL:0742-27-8664)までご連絡していただくようお願いいたします。

奈良県薬務課ホームページ

[http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-23348.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-23348.htm)

※ ハカマオニゲシは和名であり、正式名称はパパヴェル・ブラクテアツム・リンドルである。

<麻薬及び向精神薬取締法>

(禁止行為)

第 12 条 ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する 麻薬（以下「ジアセチルモルヒネ等」という。）は、何人も、輸入し、輸出し、製造し、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、交付し、施用し、所持し、又は廃棄してはならない。ただし、麻薬研究施設の設置者が厚生労働大臣の許可を受けて、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄する場合及び麻薬研究者が厚生労働大臣の許可を受けて、研究のため、製造し、製剤し、小分けし、施用し、又は所持する場合は、この限りでない。

2 何人も、あへん末を輸入し、又は輸出してはならない。

3 麻薬原料植物は、何人も、栽培してはならない。但し、麻薬研究者が厚生労働大臣の許可を受けて、研究のため栽培する場合は、この限りでない。

4 何人も、第 1 項の規定により禁止されるジアセチルモルヒネ等の施用を受けてはならない。

